○**総務省令第八十四号**

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の六十七の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日　　総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第七十一項第三号中「、第十六条第一項又は第十九条」を「（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○**総務省令第八十五号**

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日　　総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の五中「年月日」の下に「並びに個人番号」を加える。

附則第四条第十二項第一号及び第十三項第一号中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改める。

附則第四条の四第九項第二号中「（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）」を「（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）」に改める。

附則第四条の七第十項中「第八条の三十八第一項第三号中「又は設備」とあるのは「、車両又は設備」」を「第八条の三十八第一項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下軽油引取税について同じ。）（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けようとするそれぞれの者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」とあるのは「及び氏名又は名称」と、同項第三号中「又は設備」とあるのは「、車両又は設備」と、同項第四号中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」とあるのは「及び氏名又は名称」に改める。

附則第四条の八第二項中「第十六号の十六様式から第十六号の二十四様式」を「第十六号の十六の二様式、第十六号の十七の二様式から第十六号の二十四様式まで」に改める。

附則第十三条の三第二項第一号イ中「第十三条の三第九項第一号イ」を「第十三条の三第十項第一号イ」に改め、同項第二号イ中「第十三条の三第九項第二号イ」を「第十三条の三第十項第三号イ」に改め、同項第三号イ中「第十三条の三第九項第三号イ」を「第十三条の三第十項第四号イ」に改め、同条第六項第二号中「第十三条の三第十一項第二号」を「第十三条の三第十二項第二号」に改め、同条第七項第一号中「第十三条の三第十二項第一号」を「第十三条の三第十三項第一号」に改め、同条第八項中「第十三条の三第十三項」を「第十三条の三第十四項」に改める。

第一号様式の表を次のように改める。

第一号様式（第一条の四関係）

道府県民税
事業税・地方法人特別税　の徴収猶予（法第15条の４）の届出書
市町村民税

事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで		
この届出書の基礎となる修正申告又は更正	修正申告書提出年月日	平成　年　月　日	
	更正年月日	平成　年　月　日	
徴収猶予を受けようとする税目	税	税	
上記の税額	円	円	
備考			

受付印

知事　殿
市町村長

平成　年　月　日提出

主たる事務所又は事業所	所在地	
	名称	
	法人番号	
	代表者氏名　印	
主たるもの務所又は事業所で市町村道府県内にある事	所在地及び電話番号	（　局　番）
	名称	

第一号様式記載要領を同様式記載要領1とし、同様式記載要領に次のように加える。

2　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。